

京都市京都駅前再生に係る有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 京都駅前再生に係る将来像やその実現に向けた方策について、専門的な見地から検討することを目的として、京都駅前再生に係る有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 会議の委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。

2 前項の規定により就任する委員の人数は、7名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(座長)

第4条 会議に座長を置く。

2 市長は、委員のうちから座長を指名する。

3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

(招集及び議事)

第5条 会議は、座長が招集する。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、京都市情報公開条例第7条に基づき非公開とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も、同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市計画局まち再生・創造推進室において行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。